

## 青木南地区まちづくり協定の更新（変更）内容

令和5年2月5日付で、青木南地区まちづくり協定を再締結しました。再締結に伴い下記の内容を変更しています。

### 建築物等の用途及び営業の制限

「3）葬儀を主たる目的とする建築物」について、国道43号沿道ゾーンを規制エリアとして追加しました。

① 建築物等の用途及び営業の制限 赤字の2か所が、現在の協定から変更（削除）する部分です。

● 次の用途の建築物は建築できません。  
(建築物の用途の制限は、別途「青木南地区地区計画」でも定められています。)

○ まちづくり協定での規制内容

- 1) パチンコ店、カラオケボックス等（国道43号沿道ゾーン）
- 2) 危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場・貯蔵庫等 今回削除
- 3) 葬儀を主たる目的とする建築物 (国道43号沿道ゾーンは除く)

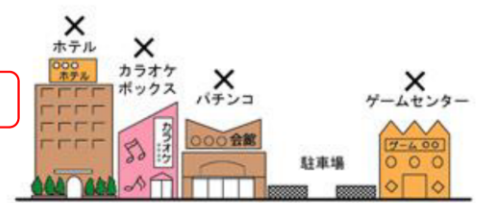
ただし、この協定締結時に既に存在しているこれらの用途の建築物を、規模が大きくなる範囲で、改築、修繕等を行う場合は、この限りではありません。

○ 地区計画での規制内容

- 1) パチンコ店、カラオケボックス等（国道43号沿道ゾーン以外）
- 2) マージャン屋等
- 3) ホテルと旅館
- 4) 15㎡を超える畜舎

● 営業については次のような規制があります。

- 1) 暴力団などの入居、営業等はありません。
- 2) 風俗営業法に規定されている業種、テレホンクラブなどの入居、営業はできません。
- 3) 原則として、事業所は深夜営業はできません。



新しく建てることはできません。  
<協定締結時に既に存在している場合>

